

感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人 勝心会

■ 本指針の目的

社会福祉法人勝心会の各事業運営にあたり、日頃より感染症の予防に努めるとともに、感染症が発生した場合のまん延を防止するための措置を講じ、入居者および利用者に対して安全で快適なサービス提供ができるようこの指針を定める。

■ 当法人における感染症の予防及びまん延防止に関する基本的考え方

当法人は、施設系サービス（介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護）及び居宅サービス（短期入所生活介護・通所介護・認知症対応型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業・居宅介護支援事業）を提供する高齢者介護施設であり、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場、出入りする場のため、感染症がまん延しやすい環境であることを自覚・認識した上で、感染症自体の完全な予防は不可能であることを踏まえて、感染の被害を最小限にすることが求められる。これらのことから、感染症を予防する体制を整備し、平常時からの対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速かつ適切な対応を図るものとする。

■ 対策を実施する主な感染症について

各事業所内での感染まん延防止対策を実施する主な感染症は以下のとおりとする。

- ・インフルエンザウイルス
- ・感染性胃腸炎
- ・疥癬
- ・食中毒
- ・MRSA 感染症
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・その他感染症

■ 感染症対策委員会に関する事項について

当法人では、感染症の予防及びまん延防止に努める観点から『感染予防対策委員会』を設置する。

①設置の目的

- ・事業所内での感染症を未然に防止するとともに、感染症発生時の対策の検討
- ・近隣地域に感染症の流行が認められる際の、情報の取得、整理
- ・利用者、家族、職員等への感染対策、まん延防止の周知

②委員会の構成

- ・施設長（全体の管理責任）
- ・グループホーム管理者（グループホーム内の管理責任・現場担当）
- ・看護職員（医療面）
- ・生活相談員（家族・他事業所連携）
- ・介護支援専門員（家族・他事業所連携）
- ・介護職員（現場担当）
- ・管理栄養士（食事関係）

ただし、状況に応じて各事業・各部署における担当者を構成委員に加えることができるものとする。

③委員会の開催

感染予防対策委員会は、3ヶ月に1回定期的を開催する。ただし、感染症発生時または、緊急に対策を講じる必要が生じた際には、随時開催する。

④委員会の役割

感染予防対策委員会は、以下の役割を担う。

- ・施設内感染対策の立案、実施
- ・指針、マニュアルの作成、改訂
- ・感染防止対策の周知、徹底
- ・入居者、利用者の感染症既往の把握
- ・職員、入居者、利用者の健康状態の把握
- ・感染症発生時の対応、関係機関等への報告
- ・感染対策に関する職員研修の実施

■ 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修に関する基本方針

職員研修についての具体的な取り組み事項は以下のとおりとする。尚、研修の実施にあたっては、研修内容や資料、参加者を記録するとともに保存する。

- ・感染対策の基礎的内容など、適切な知識の普及、啓発に関すること。
- ・衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行に関すること。
- ・早期発見、事実確認と報告、対応の手順に関すること。
- ・感染発生時の実践的演習（シミュレーション）に関すること。

上記内容を含めた職員研修会を1年に2回実施する。

職員の新規採用時に同等の研修を実施する。

■ 感染症対策マニュアルの整備

感染症の発生及びまん延を防止するため、対応方法等が記載された『高齢者介護施設における感染対策マニュアル』を準用し、各種対応、対策を行うこととする。

■ 事業継続計画（BCP）の整備

感染症が施設内でまん延した場合、または、未知なる感染症が国内、地域に流行した場合にあっても、入居者・利用者が安全・安心にサービス提供が受けられるよう事業継続計画（BCP）を整備し、状況に応じて定期的に見直しを行う。

■ 平常時の対応について

感染症予防・まん延防止のため、平常時より以下の対応に努める。

【職員の標準予防策】

- ・出退勤時の着替え、手洗い、手指消毒、検温
- ・勤務中のマスク着用
- ・ケア毎の手洗い、手指消毒

- ・体調不良時の早期報告、早期対応
- ・飲食時の黙食、距離の確保
- ・ワクチン接種の励行
- ・感染防護具の着用（プラスチック手袋）
- ・定期保菌検査（厨房職員）：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌、チフス菌、パラチフスA菌、ノロウイルス
- ・就業時間外も含めた日常生活における『三密』の回避

【入居者・利用者に対する対応】

- ・手洗い、口腔ケア、手指消毒
- ・バイタルチェック
- ・発熱、風邪症状その他の体調不良時の離席配膳及び居室配膳
- ・利用者のマスク着用
- ・利用者の体調不良時のサービス利用自粛要請または利用中止
- ・ワクチン接種の励行
- ・活動フロア、居室、トイレ、共有スペース等の換気及び除菌、消毒
- ・送迎業務中の車内換気、公用車の除菌、消毒

【入居者・利用者の家族及び来訪者への対応】

- ・入館時の手指消毒、マスク着用、検温及び入館者の氏名、関係、連絡先、体調等の記録
- ・感染症発生時の入居者に対する通常面会の制限、面会時間、面会方法の制限
- ・利用者家族に対する感染予防、防止対策の啓発、協力要請

■ 感染症まん延防止の徹底

職員または入居者・利用者が感染症に罹患した場合、施設内でのまん延・クラスター感染を防ぐため、以下の対策を行うこととする。

- ・感染症の内容に応じた日数、期間の職員の出勤停止
- ・感染症の内容に応じた日数、期間の入居者の隔離
- ・感染症の内容に応じた日数、期間の利用者のサービス利用停止
- ・嘱託医、産業医による医療的措置
- ・館内消毒の実施
- ・行政への報告、関係者、関係機関への連絡及び調整

■ 当該指針の閲覧

この指針について、利用者等はいつでも閲覧できることとする。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

（附則）

この指針は、令和6年2月1日より施行する。